

廣 島 縣 工 業 會 館

本件ノ旨向改正ノ必要ナシト認ム  
一採決ニ移ル

ノ原案決議ノ要ナシ  
又原案可決

ノ者ニ賛成者ノ少数  
又者ニ賛成者多数

四海軍共者組合規則第廿八條第二項中傷疾病ニヨル療養救済金ハ二事業  
年度ヲ通ジ六十三日ヲ起ルト得ズトアルヲ削除セラレタシ

訂正ヲオズニ急通過ヲセテ旨ノ說明

無制限撤廢ニ非ズ百五日ニ訂正ノ上審議ヲ要ス

一審ノ說、尤モテ其困難ヲ救済スル意味ニ於テ本件ヲ提出スルモノナリ  
組合員外ヲ救済スル意味ナリヤ

十四番

一時休業ニ又休業スル場合ヲモヒシモノナリ

救済組合ハ直チニ我々ヲ救済スルモノナリ日限ヲ除スル采當ト思ハサレド無  
制限トハ者ニ得ザレ共相当期日ヲ定メ審議サレ度

オモヒ、經營スル共者組合ナク無制限オモ互ニ困ル事故延長スルコト賛成ナレ共  
無制限ニハ不賛成

十五番

皆様ガ無制限ト云レ共フ上依ルトコノ工務規則ニミミラレアル故無制限ニ延長セ又  
オモヒ

サトヤハ日限ヲ入ル方可ナリ

十六番